



フジコーポ裁判全面勝訴！

■市民運動の公共公益性が認められる！

強大な力を持つ企業と対峙する市民運動に勇気を与える判決

■処分場の地下水汚染問題に注目を！

裁判所も認定したイーステージ処分場の汚染疑惑を追求しましょう！

■東京高裁でのイーステージ控訴審にもご支援を！

4月27日11時東京高裁。

会にて何台か車を用意しますので多数の参加をお願いします

カンパ振込先

●郵便口座

番号：00580-7-85355

名称：放射能を考える会

●他行からの振り込み

店番：〇五九

当座口座 番号：0085355

長野県の廃棄物行政を問う！

2つの損害賠償民事裁判の判決が長野地裁上田支部から出され、ひとつの区切りがつけました。どちらも「名誉棄損は免責される」との判決。多くの方々の力が結集し、ここまで闘って来ることが出来ました。ありがとうございます。

今年3月11日で原発事故からまる4年が経ちました。もう4年も経ってしまったのか、あの日から時は止まったままだと感じている方も多い事でしょう。4年間でいったい何か進んだのだろうか？政府の思惑だけが、被災者を置き去りにして進んでいる…。

2011年3月東電福島原発事故が起き、大量の放射性物質が東北、東日本一帯を覆い、その結果、焼却ごみ、下水道汚泥等に濃縮し、同年6月28日、環境省は「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」の事務連絡を各都道府県に送付しました。それまで埋め立て不可能だった管理型処分場に、8000ベクレル/kgまでの放射性物質の埋め立てを許可する、と言うもの。その後、法律破りの法律、「放射性物質汚染対処特措法」が同年8月30日に公布され、同日施行されました。

そのような経緯の中で、全国でもいち早く手を挙げ、放射性物質の受け入れを表明したのが、小諸市に管理型処分場を持つフジコーポレーションでした。

地域で安全に暮らす権利は、企業の経済論理、企業の名誉、もっと言うところ政府による押し付け政策よりも重視されなければなりません。

考える会の表現による言論の自由は、裁判により明確に認められた形ですが、裁判をおこす権利は誰にでも認められる権利であり、訴えを起こされた以上、嫌応なく裁判に巻き込まれてしまう、と言う問題は依然として残っています。

裁判所により断罪されたのは、考える会でもなく、訴えた産廃業者でもなく、自らの責任を放棄している長野県であり、今回の裁判をも含む、一連の処分場問題の根底にあるものは、長野県の廃棄物行政の、圧倒的な業者寄りの姿勢なのです。

長岡直仁